

3つの柱

適切な部活動の在り方の推進（適切な活動時間・休養日の設定）
休日の地域部活動移行に向けた体制整備（生徒の活動機会の創出、教職員の負担軽減）
暴力・暴言・ハラスメントの根絶（再発防止、人権意識の高揚）

名護市部活動等の在り方に関する方針（改定版）【概要】

1 「本改定版」・「本取組」策定の趣旨等

- 県が令和3年12月に改定版を策定したことから、市教育委員会においても本市の状況を踏まえ、子どもの人権が尊重され健全で充実した適切な部活動を実現するため、策定した。
- 「本改定版」・「本取組」の対象は、市立中学校の運動・文化部活動とする。
- 主に小学生が加入して行われるスポーツ少年団等や芸術文化関係団体等の活動についても「本改定版」・「本取組」を参考に、適切な活動が行われるよう留意する。
- 全ての名護市立学校は、「本改定版」・「本取組」を遵守し、学校全体として、子どもの人権を尊重した適切な部活動の指導・運営及び管理に係る体制を構築する。
- 全ての名護市立学校は、持続可能な運動・文化部活動の在り方について再検討し、暴力・暴言・ハラスメントの根絶や指導者の資質向上に取り組む。

2 望ましい部活動の在り方

- 部活動には、子どもの健全な成長発達のための重要な意義があり、部活動の指導では、子ども的人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を最優先に考えなければならない。
- 部活動は、児童生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一貫として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組まなければならない。
- 部活動の指導においては、勝利至上主義（大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いる等）に陥らない指導を強く求めるものである。

3 適切な指導・運営及び管理のための体制の構築

- 校長は、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を再検討し、策定する。
- 校長は、適切な部活動の運営ができるよう、適正な数の部活動を設置する。
- 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置を検討する。ただし、新規部活動設置の場合は、十分な審議を経て判断する。また、合同部活動等の取組も推進する。
- 校長は、学校の実態に応じて、部活動複数顧問制に取り組む。
- 市教育委員会は、学校が希望する部活動指導員配置を検討するとともに、段階的な地域部活動の移行に取り組む。

4 適切な指導の実施

- 校長・指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶についての取組を徹底する。
- 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先とする。天候の変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。大会等への参加についても同様とする。
- 中央競技団体や関係団体の指導の手引を活用する。

5 適切な休養日等の設定

- 市立中学校では、週当たり2日以上（平日1日、週末1日）の休養日を設ける。1日の活動時間は、平日は2時間程度、休養日は3時間程度とし、短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- 小学生が参加するスポーツ少年団等や芸術文化等の活動においては、「週当たり3日以上（平日2日、週末1日）の休養日。活動時間は、平日2時間以内、休養日3時間以内」を参考に適切な活動をお願いする。また、学校施設及び公共施設を使用する際の練習終了時刻については、午後6時30分を基準とし、各チームごとで設定する。

6 学校単位で参加する大会等について

- 参加する大会等は、学校教育団体が主催又は共催する大会とし、それ以外については実態に応じて精査する。
- 小学生が参加する大会等については、各団体等で見直しを検討する。

7 地域との連携等

- 市教育委員会及び学校は、学校施設開放事業を推進する。

8 休日の部活動の段階的な地域移行へ向けて

- 市教育委員会はスポーツ庁・文化庁等の動向を注視し、生徒の活動機会の創出と教職員の負担軽減を図るため、持続可能な部活動運営体制の構築に向けて、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、学校単位の部活動に代わりうる生徒の活動機会の確保・充実のための方策を検討し具現化していく。

部活動における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組【概要】

1 体制の構築

- 学校は、部員やその保護者等からの部活動における暴力・暴言・ハラスメントの校内相談体制（窓口等）について、指導者、部員、保護者等へ周知する。
- 校長は、校務分掌に部活動担当を位置付け、部育成会等（PTA関係者や地域関係者等（部活動指導員、外部コーチ含む））を活用し、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向け、年度初めや各学期中に学校の部活動方針を確認し、部活動指導の点検に取り組む。
- 保護者会の設置に当たっては、保護者の意向を十分に踏まえ、学校が設置や運営に適切に関与し、協力体制の構築に当たり助言等をする。

2 学校における具体的な取組

- 学校は、部活動における暴力・暴言・ハラスメントと疑われる事案については、アンケート等を実施するなどし、実態把握に努めると共に、市教育委員会に速やかに一報を入れ、報告書を提出し、連携を図り、問題解決に努める。
- 他の指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに当たる行為を確認した指導者は、児童生徒の安全を確保し、速やかに管理職に報告・相談する。
- 管理職は、異動時において、部活動等における指導者の暴力・暴言・ハラスメントに関する情報を、適切に引き継ぐ。

3 研修の充実と市教育委員会の役割

- 指導者は、少なくとも「年1回」は、各種研修会を受講することとし、市教育委員会は調査にて把握する。
- 学校は、年度当初の職員会議（服務研修等）、長期休業中の職員会議等において、国のガイドラインや「本改定版」・「本取組」、学校方針を確認し、また、チェックシートを活用するなどして、部活動指導の改善に取り組む。
- 部員やその保護者にも、部活動説明会や保護者会の際に活動の意義や価値等に関して説明する場を設ける。
- 市教育委員会は、児童生徒・保護者等からの部活動に関する相談等に対し、速やかに学校・関係者から状況を確認し、指導助言しながら、話し合いによる解決を促す。

4 学校以外の相談窓口

- 学校は、「子どもの人権110番」や「名護市教育相談室」など、関係機関・団体の相談窓口について、指導者、部員、保護者等へ周知する。

終わりに

- 指導者においては、「本改定版」・「本取組」に基づき、適切な部活動の在り方の推進を図って頂くとともに、暴力・暴言・ハラスメントは決して許されるものではないことを肝に銘じて部活動指導に取り組んでいただきたいと思います。
- 保護者のみなさんもそのことを十分に認識し、部活動の在り方に対して疑問を感じた際は、相談窓口の活用や、保護者会、学校（管理職等）、教育委員会等に相談して下さい。
- 部員のみなさんも、部活動が部員同士の自主的、自発的な参加により行われるものであることを再確認し、自覚と責任を持って活動する必要があること、また、指導者や保護者等が自分たちを支える存在であることを知った上で、部活動に取り組んで下さい。また、指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに対しては、一人で悩むのではなく、友人や保護者、相談窓口などあなたが相談しやすい相手に速やかに相談して下さい。私たち大人が必ずあなたを守ります。
- 今後の部活動において、指導者と部員との信頼関係がますます構築され、適切な学校部活動となるよう、教育委員会、関係機関・団体、学校・指導者、部員・保護者や地域が一体となって、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に取り組むとともに、子どもたちを中心に据えた部活動となるよう取り組んでまいりましょう。

令和4年9月 名護市教育委員会

この概要版は、学校・指導者を対象として作成されたものです。